

赤磐市議会議員倫理審査結果報告（概要）

1. 審査の経過

平成30年11月8日の新聞に、赤磐市が発注した複合型介護福祉施設の設計・建設工事について、便宜を受けた見返りに現金を市議に渡そうとして、暴力団幹部が贈賄の疑いで逮捕された記事が掲載された。平成30年12月5日に倫理規程の「倫理基準」に違反している疑いがあるとして、原田議員、保田議員、福木議員から、倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求があった。この調査請求に基づき「議員倫理審査会」が設置され、通算8回の審査会を開催した。

平成31年1月8日の審査会では、議長より提供を受けた刑事確定訴訟保管記録の謄写資料を確認後、今回の調査請求の適否又は倫理基準違反の行為の存否について、全員一致で審査することが適当であると認めた。また、全議員に対し、本審査会で審査中の当該事件に関して、何らかの情報を有しているか否かの調査を行った。

平成31年1月16日の審査会では、全議員に対する調査において、原田議員と佐々木議員より情報を有しているとの回答があった。この2名に対して審査会への出席要求を決めた。また、検察庁の謄写資料において、「平成29年10月25日に議員から旧赤磐市民病院再利用事業を担当する市の職員に電話をかけている」との記述があったため、その対応状況及びこの事業に関する議員からの働きかけ等についての対応記録票等の提出を執行部に求めた。

平成31年1月25日の審査会では、原田議員が出席し、情報提供の後、各委員より質疑を行った。佐々木議員は欠席した。また、執行部に依頼した資料の提出について、当時の対応記録票は存在しておらず、実際に電話対応した職員から聞き取り調査を進めているところであるとの報告があった。原田議員と佐々木議員に再度出席要求することを決めた。

平成31年1月30日の審査会では、佐々木議員が出席し、新聞に書かれておりました男性市議は私であり、コンサルタントとして接触していた人物が暴力団員だということは、平成30年11月7日に朝日新聞からの電話で知ったと説明した。その後、各委員より質疑を行った。原田議員は欠席した。また、執行部に依頼した資料の提出について報告があり、当時の関係職員に聞き取り調査を行い、関係する市議会議員及び担当の市職員を把握したが、検察庁の謄写資料で市議会議員の氏名等が閲覧不許可とされていることから、現時点での報告を差し控えるとの内容であった。しかし、同日の審査会で該当市議会議員が佐々木議員であることが判明したため、再度執行部に資料の提出を依頼することを決めた。原田議員と佐々木議員に再度出席要求することを決めた。

平成31年2月6日の審査会では、執行部に依頼した資料が提出された。この中で平成29年10月24日以降に、佐々木議員から業者選定の募集要項に関する問い合わせがあったこと。また、赤磐市複合型介護福祉施設整備工事の前払い金についても問い合わせがあったことが判明した。その後、原田議員と佐々木議員に対し、前回までの情報提供に対する質疑を行った。

平成31年2月14日の審査会では、執行部から提出のあった資料の内容について再確認を行い、提出されたもの以上の情報は無いことを確認した。その後、審査結果のまとめについて協議した。

平成31年2月27日の審査会では、審査結果報告書について協議し、まとめた。

2. 審査の結果

新聞報道のあった贈賄事件に関して「倫理規程の倫理基準」に違反する行為の存否について審査した。その過程において、新聞報道された市議会議員は佐々木議員であり、また、原田議員は厚生常任委員会委員長として警察に情報提供していたことが判明した。

平成31年1月30日の審査会において「旧赤磐市民病院再利用の事業者選定について、暴力団幹部がA社とB社に決まっている話を壊すことによって利益を得ようとしているという認識はあったのか」との質問に、佐々木議員は「ありました。そういったようなことをもくろんでいるのだと感じていた。」「知人Aからは、この話を壊してほしいという話をいただきました。壊してどうするのかと聞いたら、壊すと別の会社が受注を受けるようになると、そここのところで利益が出るというお話がありました。」と答えている。

また、佐々木議員の説明では平成29年10月25日に知人Bの事務所に呼び出されて、暴力団幹部より募集要項に「以前項目に入っていなかった内容が新たに追加されている」、「障害者の施設を過去何年かに建設した実績が、新たに条件として追加されているようだ」、「この新しく追加されたのは、紛れもなくA社、B社を入札の選定の中で有利に進めるためのもの」という話を聞いて、その場で確認のために市の担当部長に電話をしている。

このことから、佐々木議員は、暴力団幹部や知人Aが、市が行っている事業者の選定業務を妨害し、そのことにより利益を得ようとしている者であると認識しながら「この話を壊して欲しい」と依頼され、その依頼を拒否していない。また、暴力団幹部からの話に基づき、市に問い合わせをしている。この行為は、倫理規程第3条第1号「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。」に違反する。

また、平成31年2月4日付、赤総第292号により執行部から提出された資料等によると、平成30年5月9日、11時頃、赤磐市複合型介護福祉施設整備工事に係る前払いについて、佐々木議員は市に電話をかけている。その内容は以下のとおりである。

佐々木議員：「工事契約に係る前払い金について、業者から相談を受けていると思うが、市からの支払いはいつ頃になるのか。」

市：「5月の支払日と処理期限について説明」

佐々木議員：「業者が前払い金の受取りを急いでいる。定例日に限らず、早めの対応をして欲しい。」

市：「定例日以外の振込みには、手数料が必要になることなどから、会計課との調整が必要となる。可能な限りの対応はする。」と回答。

佐々木議員：「業者へは、請求関係書類を早く提出するように私から伝えておく。市も早めに対応してやって欲しい。」

その後、業者から市に電話があり、前払いの手続きについて説明した。

この提出資料について、なぜこのような問い合わせをしたのか。目的は何だったのか、

との質問に、佐々木議員は、業者より「資金繰りに困っている。前払い金を契約上もらえることになっているので、どうやったらもらえるだろうか。最短でもらうためにはどうすればいいだろうか。」という相談があり、担当課に問い合わせをしたと説明している。

本件工事における前払いについては、契約書の第34条に記載されており、それに基づいた処理が適正に行われるべきである。しかし、業者から資金繰りに困っているとの相談を受け、契約に基づく請求関係書類が提出されていないにもかかわらず「定例日に限らず早めの対応をして欲しい。」との要求を行っている。支払期日が早くなることは業者にとって利益となるため、倫理規程第3条第1号「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。」に違反する。また、市議会議員という立場で、市に対して契約に基づかない処理を要求することは倫理規程第3条第3号「市の職員等の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するように働きかけないこと。」に違反する。

以上のことが審査会の調査で確認できた客観的事実であり、佐々木議員の行為は倫理規程第3条第1号及び第3号の倫理基準に違反しており、審査の結果を重く受け止めて反省するべきである。

市議会として今後このようなことが二度と起こらないよう、倫理規程を条例化し、罰則も検討する等、早急に対応するべきである。

3. 審査会を終えて

原田議員については、倫理規程第7条に「議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。」と規定されているにもかかわらず、平成31年1月25日の本審査会で「警察への捜査協力については一切コメントしません。」と述べ、平成31年1月30日の審査会への出席要求に対しては「これ以上提供する情報はありませんので、出席いたしません。」として欠席しながらも、同日の審査会を傍聴している。

これらの行為は倫理規程第7条の議員の協力義務を果たさないものであり、倫理規程に反する行為である。議員は、それぞれが市民全体の代表者として自らの役割を自覚し、議員としての責任感をもって行動しなければならない。

佐々木議員については、平成30年11月12日、20日、12月18日の議会全員協議会の中で、議長から事件について説明できる機会を与えられた際には何も語らず、平成31年1月30日の審査会において、今まで説明ができなかった理由として「暴力団が関係する事件で、身に危険があり、相手を刺激しないよう警察から助言された。」と説明している。しかし、平成30年12月2日、9日の自身のブログには事件についての情報を書き込んでいる。また、平成31年1月17日付で1月25日の審査会へ出席要求したと

ころ「先約の議員活動があるため」として欠席した。さらに、平成31年1月30日の審査会へ出席要求した際には、審査会において事件について正式に説明すべきところ、その前日に自身のブログで新聞報道にある男性市議は自分であると明かし、事件について詳細な内容を公表している。

また、根拠のない官製談合という噂話を基に、その情報を得るために暴力団幹部等に接触し、警察の捜査に関わり、市及び市議会に多大な混乱をもたらした。倫理規程第2条第2項に「議員は、議員倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。」と明記されており、今回の一連の言動は、副議長としても不適格であり、議員辞職に値する。